

# 仕 様 書

## 1 業務内容

本業務は、広島市佐伯区湯来町大谷・雲出・本多田・小多田・志井及び打尾谷地区（以下「上多田・打尾谷地区」という。）の患者を最寄りの医療機関まで安全確実に輸送するものであり、その内容は次のとおりとする。

### (1) 運行区間等

受注者は、発注者の指定した毎週水曜日（原則8月13日から16日、12月30日から1月3日は除く。）に上多田・打尾谷地区から湯来まつむらクリニック（湯来町白砂590番地）まで患者を送迎するものとする。ただし当日が祝日の場合には前日、前日も祝日の場合は前々日とする（前々日も祝日の場合は、運休とする。）。なお、運行ルートは以下のとおり。

小多田(8:50)⇒大谷⇒湯来⇒打尾谷⇒湯来まつむらクリニック⇒打尾谷⇒湯来⇒大谷⇒小多田(12:00)

### (2) 予定運行回数

予定運行回数は51回とする。

### (3) 輸送車の仕様

ア 冷暖房を完備すること。

イ 14席以上の座席数を確保すること。

ウ 輸送車を運行する者は、第2種大型免許所持者であること。

## 2 留意事項

### (1) 輸送車の運行

ア 輸送車の運行に当たっては、受注者は、交通関係諸法令を遵守し、安全運転と事故防止に努め、乗降に際しては介助等にも十分配慮するほか、車両の保全に万全の注意を払わなければならない。

イ 輸送車の運行は、運行前点検から運行後点検・清掃までとし、受注者は、常に輸送車を清潔に保ち、適正な注油及び簡易な修理・調整等を行い、点検整備に努めなければならない。

ウ 乙の勤務態度は親切丁寧、清廉潔白を旨とし、理由のいかんを問わず利用者から謝礼等の金品を受領してはならない。

### (2) 緊急時等の対応

ア 受注者は、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、発注者へ通報し、その指示を受けるものとする。

イ 受注者は、積雪、交通渋滞等により規定どおりの運行が困難となった場合は、速やかに発注者へ連絡し、その指示を受けるものとする。

ウ 受注者は、車両の故障時には、代替車を手配し、患者の通院に支障ないようにすること。

## 3 実績報告書の提出

受注者は、1か月ごとに業務完了後、別添の業務実施報告書を作成し、翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに発注者へ提出するものとする。

## 4 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別添

令和 年 月 日

広島市長

住所・氏名

印

広島市へき地患者輸送車運営事業実施報告書

令和 年 月分のへき地患者輸送車運営事業を下記のとおり実施しましたので、別紙へき地患者輸送車運転日誌を添えて報告します。

記

1 運行回数 \_\_\_\_\_回

2 輸送患者数 \_\_\_\_\_人

へき地患者輸送車運転日誌

確認者職・氏名		印	令和 年 月 日 ( )			天候	
運行時間	往復の別	運行経路		走行キロ数	運転者氏名	印	輸送患者人員
	往・復			Km			人
燃料注入	走行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考	
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)			

確認者職・氏名		印	令和 年 月 日 ( )			天候	
運行時間	往復の別	運行経路		走行キロ数	運転者氏名	印	輸送患者人員
	往・復			Km			人
燃料注入	走行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考	
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)			

確認者職・氏名		印	令和 年 月 日 ( )			天候	
運行時間	往復の別	運行経路		走行キロ数	運転者氏名	印	輸送患者人員
	往・復			Km			人
燃料注入	走行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考	
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)			

確認者職・氏名		印	令和 年 月 日 ( )			天候	
運行時間	往復の別	運行経路		走行キロ数	運転者氏名	印	輸送患者人員
	往・復			Km			人
燃料注入	走行	車庫入 (A)	Km	合計走行		備考	
リットル	メーター	車庫出 (B)	Km	キロ数 (A) - (B)			

※輸送患者数は、各運行における「へき地から最寄の医療機関までの搬送患者数」とする。